

サイバーセキュリティにおける国と東京都の主な役割

○ 国と地方公共団体の責務

(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号))

| 国(第4条抜粋) | 地方公共団体(第5条抜粋) |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティに関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。 | <ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティに関する自主的な施策を策定し、実施する責務を有する。 |

○ 国と東京都の主な役割

| 国 | 東京都 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 国の行政機関、独立行政法人等におけるサイバーセキュリティの確保 重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進 民間事業者及び教育研究機関等の自発的な取組の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 東京都が保有する情報処理システム・制御システムに関する情報セキュリティ対策の実施 東京都が設立した地方独立行政法人及び東京都の監理団体が必要な情報セキュリティ対策を実施するよう指導 |
| <ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体等の多様な主体が相互に連携できるよう施策を実施 犯罪の取締り及び被害の拡大の防止 我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある事象への対応 <p style="text-align: right;">など</p> | <ul style="list-style-type: none"> サーバやパソコンなどの情報処理機器類の管理について、物理的な対策を実施 職員に対する啓発及び標的型攻撃を想定した訓練の実施 情報資産へのアクセス制御、サービス不能攻撃などのサイバー攻撃を含む不正アクセスへの対策等の技術的対策を実施 <p style="text-align: right;">など</p> |
| (平成26年「サイバーセキュリティ基本法」より) | (平成27年「東京都サイバーセキュリティ基本方針」より) |